

B-CON1.1

Biofunctional Finding Conference 1.1

第 1 回生体機能研究会

2019.3.21

12:00-18:00

Chiba, JAPAN

生体機能探査推進機構

Biofunctional Finding Organization

目次

B-CON1.1 開催にあたって	1
生体機能探査推進機構について	2
開催情報	3
プログラム	4
講演・セミナー概要	5
生体機能探査推進機構定款等	6

B-CON1.1 開催にあたって

本機構は、「生命科学研究会」として始まり、名称を「生体機能探査推進機構（BF0：Biofunctional Finding Organization）」と改めてからも、生体機能の探査・推進にかける志は、受け継がれております。

今回は、「B-CON1.1」という名称で研究会を開催いたしますが、これは、「B-CON（生体機能学術会議）」と「B-CON.（生体機能研究会）」が、ともに共鳴しあい、高めあい、一貫性のある道筋を描いていけるようにと考えることです。

今後は研究報告を主体としての「B-CON」とセミナーや勉強会を主体とした「B-CON.」を開催し、我々の機構の目的である、「ヒトの生体機能及び研究・開発、その活用に関する事業を総合的に探査及び推進をすることにより、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与すること」を実現していきたいと思っております。

なお、本研究会の開催にあたり、ご尽力いただきました関係者各位には、厚く御礼を申し上げます。

第1回生体機能研究会 会長
生体機能探査推進機構 理事長
根本 清次

生体機能探査推進機構について

【名称】

生体機能探査推進機構 (Biofunctional Finding Organization)

【所在地】

千葉県千葉市美浜区ひび野 1-1

【設立】

2015 年 (平成 27 年) 3 月

【役員及び評議員 (平成 31 年 3 月現在)】

理事長：根本清次

専務理事：木下博恵 香川将大

評議員：嶋津佑亮 浅利定栄 片山健浩

監事：清川拓馬

【目的】

生体機能探査推進機構 (英語名称: Biofunctional Finding Organization) は、ヒトの生体機能及び研究・開発、その活用に関する事業を総合的に探査及び推進をすることにより、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与することを目的とする。

【事業内容】

- 1 生体機能に着目した教育・研究・開発の実施を行う。
- 2 生体機能における新たな課題の提示・発信を行う。
- 3 生体機能における課題の探査およびその提示と解決への取り組みを行う。
- 4 生体機能を中心とした、新たな市場や事業の創出を行う。
- 5 生体機能を基盤とした人々や社会を豊かにする創造的な付加価値の創出を推進する。
- 6 その他、上記に関連した一切の事業。

【主要事業】

- I 生体機能学会 (B-CON) の主催
- II 研究雑誌 Journal of Biofunctional Finding (JBFF) の刊行

開催情報

【名称】

第1回生体機能研究会
(Biofunctional Finding Conference 1.1 : B-CON1.1)

【学術会議長】

根本清次 (生体機能探査推進機構 理事長)

【日時】

平成 31 (2019) 年 3 月 21 日 (木) 12:00~18:00

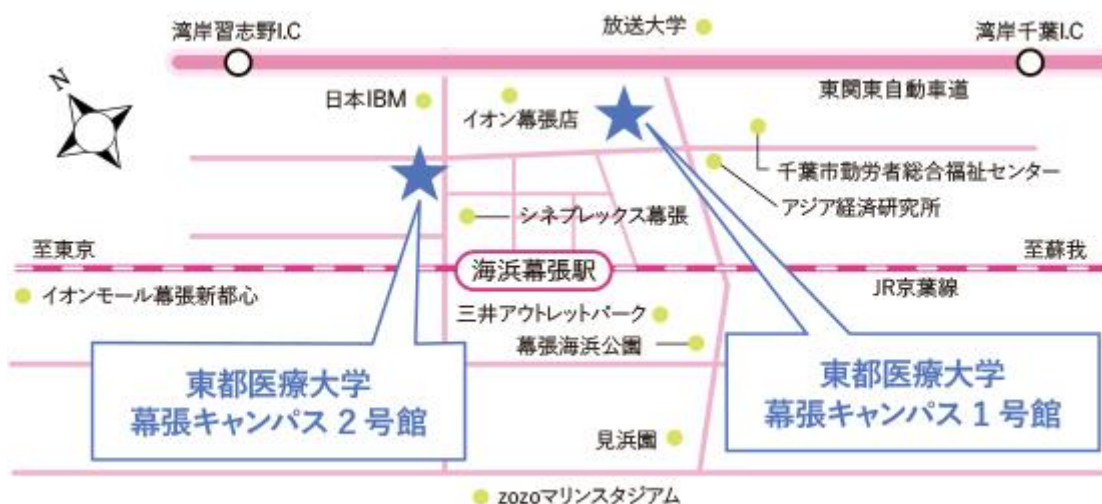
【開催内容】

生体機能に関する講演及びセミナー (プログラム等参照)

【場所】

千葉県千葉市美浜区ひび野 1-1
東都医療大学幕張キャンパス 1号館 621 室
及び セミナー会場

(周辺地図)



プログラム

研究会 会長あいさつ

12:00~12:10

基調講演 I

12:10~12:20

昼食

12:20~13:30

セミナー

(座長：香川将大)

13:30~17:00

生体機能探査推進機構 理事会及び評議員会

17:00~18:00

基調講演 I

「研究会の開催にあたって」

生体機能探査推進機構 理事長
東都医療大学幕張ヒューマンケア学部 教授
根本 清次

初めての開催となる B-CON. は、より実践的で、活発な研究を促進するための場として実施していきたいと考えています。

そのためにも、フィールドワークや市場踏破など、研究室や職場だけではない空間に触れることで、新しい刺激を提供することにも取り組んでいきたい。

私たちの考えている Biofunctional Finding は、人々の健康に寄与する知恵として、その生活への波及を願うものであることから、より生活に密着した形での創造性を作り出すことは、非常に重要である。

セミナー

「運動から見た生体機能」

座長 香川将大
生体機能探査推進機構 専務理事
東都医療大学幕張ヒューマンケア学部 助教

運動機能を中心に、生体機能がどのように関わっているのかディスカッションを通して考えを深めていくこととする。

生体機能探査推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当機構は、生体機能探査推進機構（英語名：Biofunctional Finding Organization）略称「BF0」と称する。

(事務所)

第1条 当機構は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

1 当機構は、理事会の議決を得て、必要な支部を置くことができる。

(目的)

第3条 当機構は、ヒトの生体機能及び研究・開発、その活用に関する事業を総合的に探査及び推進をすることにより、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業・活動)

第4条 当機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生体機能に着目した教育・研究・開発の実施を行う。
- (2) 生体機能における新たな課題の提示・発信を行う。
- (3) 生体機能における課題の探査およびその提示と解決への取り組みを行う。
- (4) 生体機能を中心とした、新たな市場や事業の創出を行う。
- (5) 生体機能を基盤とした人々や社会を豊かにする創造的な付加価値の創出を推進する。
- (6) その他、上記に関連した一切の事業。

2 前項各号に掲げる事業は、国内および国外において行うものとする。

(公告)

第5条 当機構の公告は、電子公告により行う。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 機構に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 評議員の選任及び解任は評議員会において行う。

2 評議員は、機構の理事又は監事を兼ねることができない。

3 評議員会は、評議員が次のいずれかに該当するときは、決議により、当該評議員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第9条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及びその支給方法については、評議員会が別に定める。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第10条 当機構に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。また1名以上4名以内を専務理事とする。

(選任)

第11条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2 理事長及び専務理事は理事会の決議により理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職務及び権限)

第12条 理事は理事会を構成し、この定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は当機構を代表し、業務を執行する。

3 専務理事は理事長を補佐して、業務を執行する。

4 監事は理事の職務の執行を監査する。監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当機構の業務及び財産の状況を調査することができる。監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第13条 理事及び監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の在任理事及び監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、監事の任期が4年に足りないときは、第1項によるものとする。

4 理事又は監事は、当定款及び法令に定める員数を欠く場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第14条 役員が健康を害し職務遂行が困難になったとき、又は役員たるに相応しくない行為があったときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

(報酬)

第15条 役員の報酬は、無報酬とする。

2 役員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及びその支給方法については、評議員会が別に定める。

(名誉理事長および顧問)

第16条 当機構には、若干名の名誉理事長および10名以内の顧問を置くことができる。

2 名誉理事長および顧問は、学識経験また過去研究・啓蒙活動に貢献・功労を認めたものとして理事長が委嘱する。

3 名誉理事長の任期は、終身とする。ただし、その職務に相当でない場合は、理事の過半数の決議をもって、その任期を終了する。

4 顧問の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

5 名誉理事長および顧問は、理事長の諮問に答え、また理事長に対して意見を述べるができる。

6 名誉理事長および顧問は、無報酬とする。

7 名誉理事長および顧問は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及びその支給方法については、評議員会が別に定める。

第4章 評議員会

(構成)

第17条 当機構に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

3 評議員会は、議決に加わることができる評議員の5分の3の出席をもって成立する。

4 評議員は、出席した評議員会において、互選により、当該評議員会の議長を選出する。

5 前項の規定により選出された議長は、当該評議員会の会務を総理する。

(権限)

第18条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任

(2) 評議員並びに理事及び監事の報酬及び弁償等の額及び基準

(3) 定款の変更

(4) 当機構の経理及び財産等に関する事項

(5) その他、評議員会で決議することが適切であると理事会が発議した事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度に1回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員の招集を請求することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の5分の2以上が出席し、その3分の2以上をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第10条に定める定数を上回る場合には、2分の1以上の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議員会に出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 当機構に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 理事会は、議決に加わることができる理事の5分の3の出席をもって成立する。

4 監事及び顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。

5 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(権限)

第24条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 評議員会の議決した事項の執行に関すること

(2) 評議員会に附議すべき事項

(3) その他評議員会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) 理事長の選定及び解職に関する事項

(開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次項の各号の一に該当する場合に開催

する。

4 通常理事会及び臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第 26 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法をもって、会日の 7 日前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

(決議)

第 27 条 理事会の議事は、出席理事の 3 分の 2 以上の同意でこれを決議し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(議事録)

第 28 条 理事長は、理事会の議事について議事録を作成し、出席理事及び出席監事が署名又は記名押印の上、これを保存しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第 29 条 当機構の資産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 資産から生じる収入

(3) 活動展開に伴う事業収入

(4) その他

2 当機構の資産管理は、理事長の指揮のもと理事及び監事等が担当する。

3 当機構の経費は、資産をもって支弁する。

(活動・事業年度)

第 30 条 当機構の活動・事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(収支)

第 31 条 当機構の収支予算等は理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 当機構の収支決算書等は、理事長が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出しなければならない。

第 7 章 補則

(解散)

第 32 条 当機構は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(委員会)

第 33 条 当機構の活動・事業の円滑化を図るため、理事会は委員会の設置ができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(研究員等)

第 34 条 当機構の活動を遂行するにあたり、理事会は研究所を設け、その研究所に研究所長及び研究員等を置くことができる。

2 研究所長及び研究員は、学識経験者等のうちから理事会が委嘱する。

3 研究所の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

4 研究所長は、研究所の業務を統括し、研究員は、研究所長のもとで調査研究活動に従事する。

(事務局)

第 35 条 当機構に、事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

(実施細則)

第 36 条 この定款の実施に関して必要事項は理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第 37 条 本定款に定めのない事項は、すべてその他の法令に従う。

以上

平成 30 年 12 月 19 日 制定

研究雑誌「Journal of Biofunctional Finding (JBFF)」投稿規定

I 概要

1 本誌は、医学や看護学、工学、理学など学際的な観点から、生体機能についての優れた研究を探索、推進し、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与するため、論文を広く掲載するものです。

2 原稿は、新しい知見を想像するもので、他誌に投稿中、印刷中等の論文は受け付けられません。

II 倫理的配慮ならびに個人情報保護について

1 ヒトを対象とした研究については、ヘルシンキ宣言の精神に基づいて下さい。

2 研究については、倫理的な配慮がなされていることを言及してください。(所属機関の倫理委員会もしくは、それに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。)

3 症例の記述等については、個人情報保護に十分に配慮し、論文掲載の同意は、その旨を論文中に記載して下さい。

III 掲載論文の種類

1 原著

新規性が求められる論文です。A4 用紙 1 枚に 1,200 字とし、4,800 字以上 7,200 字(A4 用紙 4~6 枚相当)以内で作成してください。必ずページ番号を付してください。図表 1 つにつき、400 字相当です。

2 研究報告

原著ほどの新規性は求められませんが、今後の研究を積み重ねるうえで重要な調査や報告など含んでいると考えられる論文です。A4 用紙 1 枚に 1,200 字とし、4,800 字以上 7,200 字 (A4 用紙 4~6 枚相当)以内で作成してください。必ずページ番号を付してください。図表 1 つにつき、400 字相当です。

3 その他

新規性や客観性が原著や研究報告ほど高くないが、非常に有効な内容が見られる論文です。A4 用紙 1 枚に 1,200 字とし、1,200 字以上 4,800 字 (A4 用紙 1~4 枚相当) 以内で作成してください。必ずページ番号を付してください。図表 1 つにつき、400 字相当です。

IV 一般事項 (抄録、図表、引用文献など)

1 原稿には表題、氏名、所属とその連絡先住所 (E-mail を含む) を記載し、それぞれに英語表記を付けてください。

2 和文抄録 (200 字以内) と和文の Ker words (3

~5 個) を付けてください

3 外国の人名や専門用語等は日本語を用い、まぎらわしいなど必要な場合のみ () 内に原語を示してください。

4 図表等は、そのまま印刷できる高解像なものを添付してください。また本文中に挿入箇所をご指定ください。

5 文献引用は、本文中の引用箇所の右肩に番号を記載し、末尾に下記要領で一覧を付してください。著者氏名は最初の 2 名までとし、それ以上の場合、“他” (邦文) もしくは、“et al” (欧文) としてください。

(雑誌) 著者:「題名」誌名 巻数: 始頁-終頁, 西暦発行年

(単行本) 著者:「書名」発行元: 始頁-終頁, 西暦発行年

(URL)「題名」URL, 情報取得年月日

V その他

1 投稿にあたっては、原則 BFO の推薦があることが望ましいですが、原稿の採否は研究雑誌担当者会議で決定します。また、加筆・削除等をお願いすることがあります。(不明な場合は別途お問い合わせください。)

2 投稿論文の掲載のための基本掲載料金は以下の通りです。

・規定項数まで 10,000 円、超過分に関しては 1 項あたり 5,000 円

・生体機能探査推進機構主催の会議・研究会等で発表された内容については、規定項数まで無料

※ただし、理事会による決議によって定めることがある。

3 著者校正は原則として一度行います。本誌は電子雑誌ですが、掲載された論文の別刷りをご希望の場合は、10 部につき 10,000 円をいただきます。著者校正時に希望部数をお申し込みください。

4 掲載論文の著作権ならびに複写権は、生体機能探査推進機構に帰属します。

5 原稿は、電子データを生体機能探査推進機構までお送りください。随時受け付けております。

I 目的

研究雑誌における査読の基準を明確にし、投稿者と査読者が論文に対して共通の認識を持つことで、速やかな査読と公平さを担保することを目的とする。

II 査読の要点

- ・生体機能の発展に寄与するか。
- ・新規性、創造性、有用性のいずれかが認められるか。
- ・論旨が明瞭であるか。
- ・完成度が掲載可能な水準であるか。

III 判定の基準

・判定は、A：掲載、B：修正後掲載、C：修正後再査読、D：返送の4段階とする。

・判定の基準は、

A 投稿されたままの状態もしくは軽微な修正のみで掲載可能

B 文章の修正や内容の照会が必要ではあるものの変更を加えれば掲載可能

C 文章の大幅な修正や構成など大きな訂正が必要と判断されるもの

D 修正を加えても掲載に至らないと判断されるもの

・原則として、①必須修正項目がある場合はC、②推奨修正項目および③その他の場合はB、③その他のみ場合はAとする。

IV 査読分の書き方

・①必須修正項目、②推奨修正項目、③その他、に分けて明確に記載する。

・客観的な証拠に欠けていると判断された論文については、再投稿を勧める。

V 査読者選定について

・論文等が投稿された場合、理事の協議により、査読者を2名決定し、要請する。また、投稿内容によっ

ては、外部に協力を依頼することがある。

VI その他

・論文の捏造、盗用などの不正行為が明らかになった場合は、理事会の協議を経て、当該論文の返送や掲載取り消しを行う。

・査読終了後の著者の追加・削除・変更は認められない。

・掲載決定後は、原則認められない。

・掲載決定後に、最終原稿を作成する過程で意図的に論文として不適切な文言を追加したことが明らかになった場合には、掲載の決定を取り消す場合がある。

・本マニュアルの内容は常に改善ができるように、定期的に見直しを行うこととする。

〈参考〉

査読フロー

- 1 投稿者から論文等の投稿
↓
- 2 理事の協議による査読者（2名）の決定
↓
- 3 査読者への依頼
↓
- 4 査読者から査読結果の回答
↓
- 5 理事会から投稿者へ回答の通知
↓
- 6 投稿者から修正論文等の提出
↓
- 7 B・Cの場合、3～6を実施
↓
- 8 理事の協議により掲載の採否を決定
↓
- 9 投稿者に結果の通知

制定

平成31年2月19日

生体機能探査推進機構 表彰規程

(総則)

第1条 この規程は、生体機能探査推進機構の授与する表彰等の基準および種類について定める。

(目的)

第2条 この規程は、表彰を公正かつ円滑に行うとともに、功績をたたえることで、生体機能の探査及び推進を促すことを目的とする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、生体機能における顕著な取り組みや発展等に関わるすべての個人及び団体等に適用する。

(選考基準)

第4条 個人及び団体等が次の各号の一つに該当するときは、これを表彰する。

- (1) 当機構に多大な功労があったとき。
- (2) 永年にわたり当機構に多大な貢献をおこなったとき。
- (3) 生体機能に関する有益な発明・考案、改良、創意工夫、効率化等を行ったとき。
- (4) 災害および事故を未然に防ぎ、または非常時に多大な功労があったとき。
- (5) 当機構の主催する研究会等で、特に優れた業績等を示したとき。
- (6) 当機構の発行する研究雑誌等で、特に優れた業績等を示したとき。
- (7) 国家的・社会的功績により、当機構の名誉となる行為があったとき。
- (8) その他前各号に準ずる行為または功績があり表彰すべきであると認められたとき。

(表彰の方法)

第5条 表彰方法は次のとおりとする。

- (1) 賞状授与

- (2) 賞品授与

- (3) 賞金授与

- (4) 称号授与

2 前項の表彰は、併せて行うことができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、表彰の事由が生じたときに随時行う。

(表彰の決定)

第7条 表彰の対象者および表彰方法は、理事及び評議員等が推薦した者について、理事会で審査のうえ、理事長が決定する。

付則

(実施期日)

この規程は、平成31年3月1日から実施する。

生体機能探査推進機構 研究助成金取扱規程

(総則)

第1条 生体機能探査推進機構研究助成金(以下「助成金」という。)による研究事業については、この取扱規程に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、生体機能に関する研究事業に対する、助成金の適正な運用を図ることを目的とする。

(募集対象者の範囲)

第3条 募集対象者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当機構の理事及び評議員、名誉理事長、顧問、監事の推薦があるもの。
- (2) 修士以上の学位を有し、1編以上の査読付き論文があるもの。
- (3) 国内外において、研究機関等に所属し、所属長の推薦が受けられるもの。
- (4) その他、募集される助成金に対して定められるもの。

(研究期間及び助成金額等)

第4条 研究期間は、原則、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

- 2 助成金額は、毎年理事長が決定する。
- 3 助成金額は、原則1課題50万円を限度とするが、理事会の協議により課題ごとに変更することができる。
- 4 助成金交付の対象経費は、研究事業に必要な直接研究とし、次の経費とする。
 - (1) 諸謝金(当該研究者に対するものを除く。)
 - (2) 旅費
 - (3) 開発・調査研究費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費等をいう。)

(募集研究課題)

第5条 助成金の対象となる募集研究課題は、生体機能に関するものとする。

(助成申請手続き及び申請書提出期限)

第6条 応募に当たっては、次に掲げる書類を当機構に募集期限の1か月前までに提出するものとする。

- (1) 研究助成金交付申請書(様式1号)
- (2) 研究助成金使用計画書(様式2号)
- (3) 第3条に定める条件を証明するもの
- (4) その他、申請にあたって必要と思われるもの

(研究課題の選考及び決定)

第7条 研究課題の選考は、理事会の協議により行い、理事長が決定する。

(研究事業の成果報告等)

第8条 助成金の交付を受けたものは、研究成果を当機構が指定する研究期間の終了後、2ヶ月以内に研究事業報告書(様式3号)を当機構に提出しなければならない。

2 研究事業報告書の内容が著しく不相当であると理事会が判断した場合は、助成金の返還を求める場合がある。

3 研究成果は、研究事業報告書の提出までに、当機構の主催する研究会等や研究雑誌等に発表もしくは掲載されなければならない。

(研究報告の発表)

第9条 当機構は、前条の研究事業報告の全部又は、一部を印刷その他の方法により発表することが出来る。

(刊行の届出)

第10条 助成金の交付を受けたものは、その内容を全部又は一部を刊行し又は、専門誌等に掲載する場合には、当該助成金の交付を受けて行った研究事業の成果物である旨を明記しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、助成金に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1. この規則は、平成31年3月1日から施行する。

〈第1回生体機能研究会実行委員〉

研究会長 根本清次

事務局長 清川拓馬

実行委員 木下博恵

香川将大

発行者 生体機能研究会長 根本清次
所在地 千葉県千葉市美浜区ひび野1-1
発行日 平成31年3月21日